

手術保障特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注1）。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 ② 先進医療（注2）に該当する診療行為（注3） （注1）歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 （注2）手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。 （注3）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りします。ただし、診断、検査等を直

用語	定義
	接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
普通保険約款	傷害保険普通保険約款をいいます。

第2条（手術保険金の支払い）

当社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、保険証券記載の保険金額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。また、手術が入院中に行われたものである場合、その入院は普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

（注）手術保険金の支払額は、入院保険金、通院保険金と合わせて80万円を限度とします。

第3条（保険金の請求）

- （1）手術保険金に対する請求権は、被保険者が第2条（手術保険金の支払い）の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時発生し、これを行行使することができるものとします。
- （2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

第4条（準拠規定）

この特約に規定のない事項については、普通保険約款に準拠します。

別表 保険金請求書類

提出書類
1. 保険金請求書
2. 保険証券（書面で発行された場合）
3. 当社の定める傷害状況報告書
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
5. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書
6. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
7. その他当社が普通保険約款第25条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの